

周産期医療における新生児に対する医療 及び救急搬送に係る評価について

第1 背景

産科、小児科にかかる救急の対応については、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、国の「周産期医療システム整備指針」に基づき、都道府県が総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療ネットワークの整備を行っており、この体系に基づいて、A302 新生児特定集中治療室管理料やA303 総合周産期特定集中治療室管理料等が設定されている。

しかしながら、救急医療機関等での病態の安定化後に産科や小児科などの専門的な医療機関で治療を行う必要があり、また、病態の急激な変化に対応できるよう、医師が同乗し、救急用の自動車等で当該患者を搬送する必要が生じている。

第2 診療報酬上の評価

A212-2 新生児入院医療管理加算 750 点

C004 救急搬送診療料 650 点

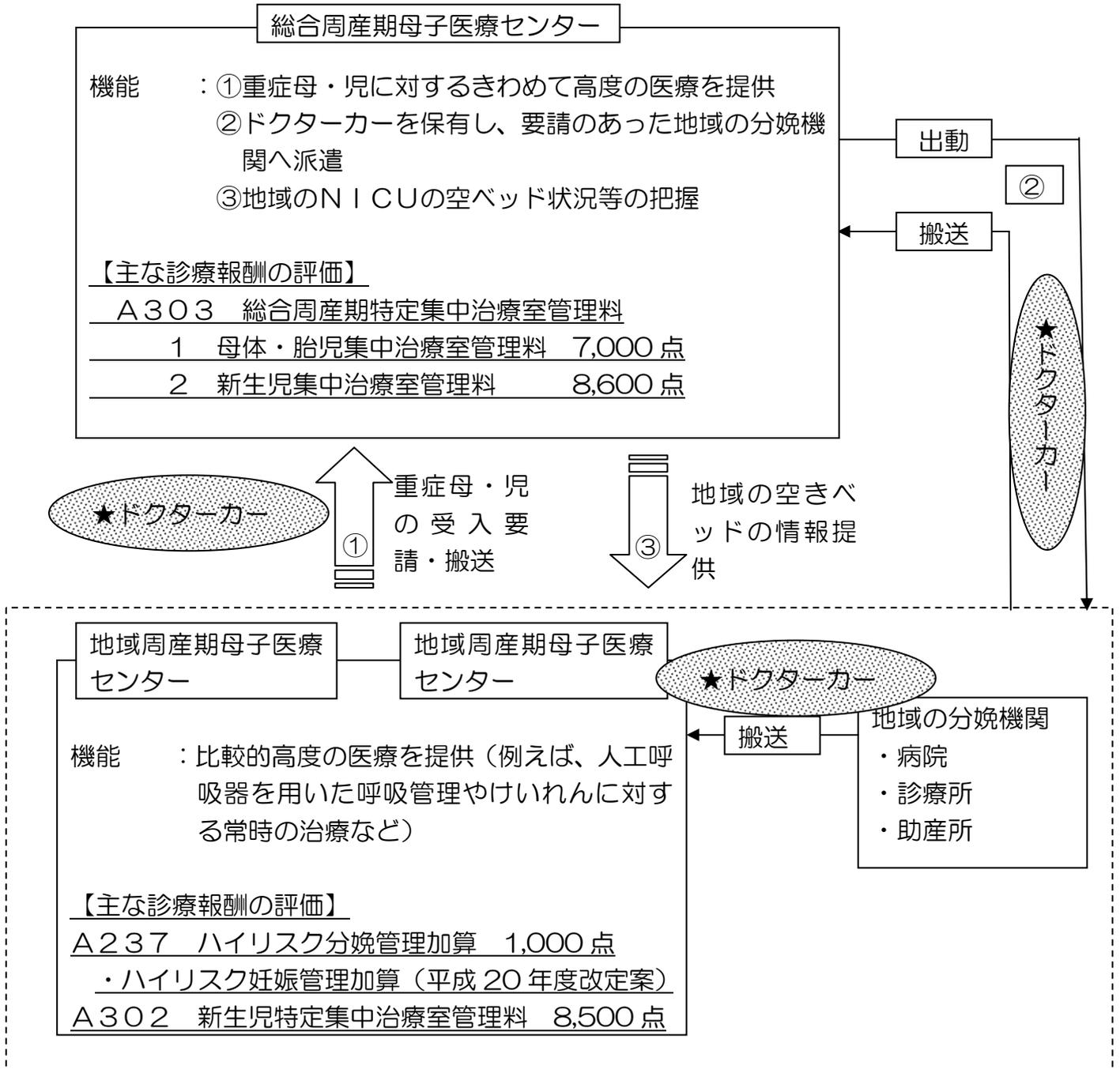
注1 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。

注2 6歳未満の乳幼児に対して当該診療を行った場合は、所定点数に150点を加算する。

第3 具体的検討項目

リスクの高い新生児に対して高度の医療を提供した場合の評価を引き上げる。また、小児患者等を含めて病態が不安定な患者を、医師が同乗し救急用の自動車等で搬送した場合の評価を引き上げる。

周産期医療に係る診療報酬の概要



※NICU : 新生児集中治療管理室
 MFICU : 母胎・胎児集中治療管理室

※ドクターカーで搬送した場合は、救急搬送診療料を算定できる。